

## 連携協力に関する協定書（包括協定書）

一般社団法人日本自動車連盟新潟支部（以下「甲」という。）と新潟経営大学（以下「乙」という。）は、第1条に掲げる目的を推進するために、次のとおり協定を締結する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この協定は甲と乙とが包括的な連携のもと、それぞれの活動の充実を図ることで相互に協力し、乙の研究教育の推進による地域の活性化と甲の諸事業の拡充に寄与することを目的とする。

#### （協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関して、協力するものとする。

- （1）地域の観光振興に関すること
- （2）地域の産業振興に関すること
- （3）甲・乙の諸活動に関すること
- （4）その他甲乙協議して決定したこと

2 前項の詳細については、甲乙協議して定めるものとする。

### 第2章 その他

#### （著作物使用許諾）

第3条 乙は、甲の会員向け広報媒体に掲載する乙の著作物（乙が許諾する権限を有する第三者の著作物を含む。以下本条において同じ。）を無償で甲に提供するものとする。この場合において、乙は、著作者人格権を行使しない。

2 甲は、乙より提供された著作物を前項の目的のみに使用するものとし、使用しなくなった場合は、遅滞なく返還するか、乙の指示による方法で廃棄するものとする。

3 甲は乙の著作物を保管する場合は、第三者が利用することのないよう適正に管理するものとする。

#### （機密保持）

第4条 甲または乙は、本協定により知り得た相手方の業務上の機密事項について、本協定の有効期限内および本協定終了後においても、相手方の事前の書面による同意をえることなく、これを第三者に漏洩または開示

してはならないものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、令和元年9月24日より翌年の3月31日までとする。ただし、期間満了の日から3か月前までに甲、乙が別段の意思表示を行わない場合は、更に一年延長するものとし、以後も同様とする。

(反社会的勢力の排除)

第6条 甲および乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合は、相手方に催告することなく本協定を解除することができるものとする。この場合、これにより被った損害の賠償を相手方に請求できるものとする。

(1) 甲または乙、甲または乙の役員および従業員（以下本条において「従業員等」という。）が反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団およびその関係団体等をいう外、総会屋、社会運動や政治運動を標ぼうするごろ等をいう。）である場合または反社会的勢力であった場合。

(2) 甲または乙、甲または乙の従業員等が反社会的勢力に対し、資金または役務等の利益供与を行っている場合または反社会的勢力と何らかの取引を行っている場合。

(3) 前各号に掲げるものの外、甲または乙、甲または乙の従業員等が反社会的勢力を利用するなど何らかの関係がある場合。

(4) 甲または乙、甲または乙の従業員等が自らまたは第三者を利用して、相手方に対して暴力的行為または詐欺的行為により不当な要求を行った場合。

2 甲および乙は、次の各号について表明し、保証する。

(1) 自らが反社会的勢力でないこと。

(2) 自らが反社会的勢力でなかったこと。

(3) 反社会的勢力を利用しないこと。

(4) 従業員等が反社会的勢力でないこと、および反社会的勢力と交際がないこと。

(5) 自らの財務および事業の方針の決定を支配する者が反社会的勢力でないこと、ならびに反社会的勢力と交際がないこと。

(協議解決)

第7条 本協定に定めのない事項または取扱いに疑義が生じた場合、その都度甲および乙は誠実に協議の上これを解決するものとする。

(その他)

第8条 本協定に関して生じた一切の訴訟については、甲の該当支部または地方本部所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとする。

本協定書締結の証として本書を2通作成し、甲乙それぞれが記名捺印の上各1通を保有する。

令和元年9月24日

甲 新潟県新潟市中央区新光町11-6  
一般社団法人 日本自動車連盟新潟支部

事務所長  

乙 新潟県加茂市希望ヶ丘2909-2  
新潟経営大学

学 長  